

新潟市民のシンボルマークの使用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民、法人その他団体等(以下「市民等」という。)が、新潟市民のシンボルマークを使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 前条の新潟市民のシンボルマークとは、平成 19 年告示第 4 号により制定された「新潟市民のシンボルマーク」(以下「マーク」という。)をいう。

(マークの形態等)

第 3 条 マークの形態・再現方法等は、別に定める「新潟市民のシンボルマーク使用マニュアル」によるものとする。

(使用承認の申請)

第 4 条 マークの使用を希望し申請する者(以下「申請者」という。)は、新潟市民のシンボルマーク使用承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第 5 条 市長は前条の申請に基づき、市のイメージアップに有用であると認められた場合に、マークの使用を承認する。

2 市長は前項の承認をしたときは、新潟市民のシンボルマーク使用承認通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の不承認)

第 6 条 市長は使用目的等が次の各号の一に該当するときは、マークの使用を承認しない。

- (1) 営利活動又は特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 市の信用や品位を害したり、イメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の信用を高めるために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として利用されるおそれがあるとき。
- (7) その他市長がマークの使用を不相当と認めるとき。

2 市長は前項の不承認をしたときは、新潟市民のシンボルマーク使用不承認通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第 7 条 マークの使用は無料とする。

(使用承認の取消)

第 8 条 市長は、第 5 条の規定によりマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、既に決定した使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 市長は前項の使用承認の取り消しを行ったときは、新潟市民のシンボルマーク使用承認取消通知書(様式第 4 号)により、使用者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用承認を取り消した場合に生じた使用者の損害は、使用者の負担とする。

(活用推進委員会の設置)

第 9 条 市長はマークの使用の公平性及び趣旨との整合性を審査し、且つ活用促進の方策等について協議するため、「新潟市民のシンボルマーク活用推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の協議事項)

第 10 条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) マークの使用承認に関すること。
- (2) マークの活用促進に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(委員会の組織)

第 11 条 委員会は委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長は互選により選出する。
- (2) 委員は別表 1 に掲げる職員をもって構成する。
- (3) 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。
- (4) 委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- (5) 委員長は必要に応じて関係各課に委員会への出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(委員会事務局)

第 12 条 委員会の事務局は政策企画部に置くものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 11 条関係)

広報課長

文化政策課長

観光政策課長

商業振興課長

食と花の推進課長

まちづくり推進課長

(財)新潟観光コンベンション協会事務局長

新潟市民のシンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

（あて先）

新潟市長

申請者 住所
氏名または名称
（代表者氏名）

新潟市民のシンボルマークを使用したいので、次のとおり申請します。

1 使用目的

2 使用内容

3 使用を希望するキャッチコピー

4 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

あり なし

6 担当者連絡先

氏 名

電話番号

新潟市民のシンボルマーク使用承認通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日に申請のあった新潟市民のシンボルマークの使用について、次のとおり承認します。

1 使用者

住所
氏名又は名称
(代表者名)

2 使用承認番号

3 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 使用についての条件

- (1)新潟市民のシンボルマークの使用に関する要綱を遵守すること。
- (2)申請書の内容を遵守すること。

様式第3号(第6条関係)

新潟市民のシンボルマーク使用不承認通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日に申請のあった新潟市民のシンボルマークの使用について、下記の理由で不承認とします。

記

様式第4号(第8条関係)

新潟市民のシンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日に決定した新潟市民のシンボルマークの使用承認について、下記の理由
で取り消します。

記